

著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業について

事業趣旨

平成29年1月 文化庁長官官房著作権課

著作権者不明等の場合の裁定制度について、より利用しやすい仕組みに改善するため、利用者の負担を軽減する方策を検討する実証事業を、権利者団体の協力を得て行う。（文化庁委託事業 予算額：100万円）

事業内容

権利者団体が、利用者の利用ニーズを踏まえて、著作権者不明著作物の裁定利用に必要な「権利者の搜索」や「文化庁への申請」等をまとめて行う。この実証事業を通じて、利用者の負担軽減の効果や課題について検証する。

○事業実施団体：権利者団体（9団体*）で構成する「オファソークス実証事業実行委員会」

○実施内容：①利用ニーズの調査、②権利者の搜索、③裁定申請、④補償金の供託 など

※「権利者の搜索」や「裁定申請」等に必要な経費は利用者に負担を求めない。実行委員会が負担。

○対象とする著作物：書籍、新聞、雑誌、学術文献、漫画、写真、美術、音楽 など

○対象とする利用行為：著作物を大量に利用する行為（著作物のインターネット利用、著作物の企業内の紙の複製・電子複製など）

○補償金：実行委員会が補償金の支払い義務を負う。補償金と同額を利用者が負担

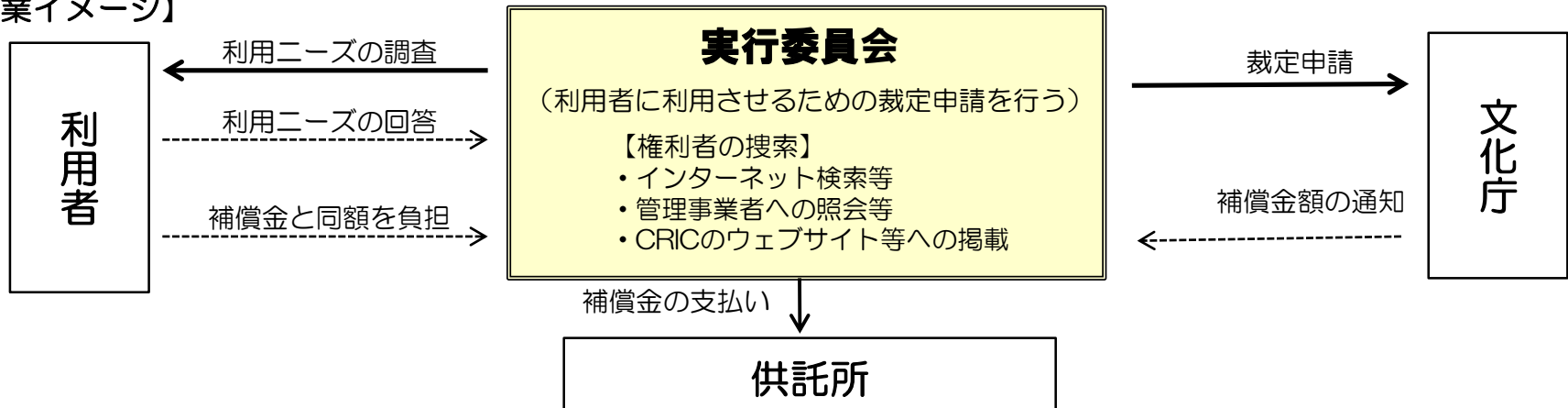
（実行委員会が権利者団体の意見を聞いて、妥当と考える補償金（通常の使用料相当額）を参考資料として申請書に添付。）

○裁定の手数料：実行委員会が負担

○事業実施時期：平成28年10月～平成29年3月を予定（裁定申請は平成28年11月～平成29年1月の毎月1回、計3回程度を予定）。

*9団体：日本文藝家協会、日本写真著作権協会、日本複製権センター、日本音楽著作権協会、日本漫画家協会、日本美術家連盟、日本美術著作権連合、日本脚本家連盟、日本シナリオ作家協会。実行委員会には、9団体のほか、アドバイザーとして、日本行政書士会連合会、日本弁護士連合会、弁護士が加わる。

【事業イメージ】



権利者不明著作物の裁定制度の改善

【実施状況】

○運営体制

- ・一般事務：**日本文藝家協会**
(会議運営、経理事務、供託所への補償金の供託など)
- ・裁定申請等の業務：**日本複製権センター**
(利用者との窓口、権利者の検索、文化庁への裁定申請など)

○実績

- ・裁定申請 (利用者のニーズを踏まえ、1か月に1度まとめて文化庁に申請。)
平成28年12月： 2件、 99著作物
平成29年 1月：12件、340著作物
※これらのほか、検索の結果、権利者が見つかったものが13件
- ・利用方法の例
図書館における写真資料(96点)のWEBサイトでの公開
絵画(3点)を図録に複製し無償譲渡(1000部)
漫画(3点)を電子書籍としてインターネット配信 など